

○南幌温泉ハート&ハートの設置及び管理に関する条例

平成18年3月17日条例第14号

南幌温泉ハート&ハートの設置及び管理に関する条例

南幌温泉ハート&ハートの設置及び管理に関する条例（平成2年南幌町条例第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は南幌温泉ハート&ハート（以下「温泉」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南幌温泉ハート&ハート	南幌町南9線西15番地

（管理の代行）

第3条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、温泉施設の管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) 温泉の施設及び設備の維持管理及び修繕
- (2) 第6条の利用の許可
- (3) 利用料金の收受
- (4) 上記業務に付随する業務

（職員の配置）

第4条 指定管理者は、温泉施設の管理運営のため必要な職員を配置しなければならない。

（利用時間等）

第5条 温泉施設の利用時間は、指定管理者が定める。

（利用の申込み及び許可）

第6条 温泉施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、指定管理者の許可を得なければならない。

（申込みの取消し又は変更）

第7条 申込者は、利用許可を得た後において、その利用を取り消し、又は変更しなければならない事情が生じたときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 前項の届出がなく、又は届出が遅れたために温泉施設に損害を与えたときは、申込者はその実費を納付しなければならない。ただし、その事情がやむを得ないものであると指定管理者が認めたときは、その一部又は全部を免除することができる。

(利用の取消し及び制限)

第8条 指定管理者は、利用者が次の各号の一に該当するときは、利用者の承認を取消し、又は利用を制限し、若しくは利用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) その他温泉施設の管理運営上支障があると認めたとき。

2 指定管理者は、前項の規定に基づき利用の許可を取消し、又は利用を制限し、若しくは利用を停止したため利用者に損害を与えることがあってもその補償の責を負わない。

(利用料金)

第9条 町長は、適當と認めるときは、指定管理者に、当該公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、使用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、別表の定めによる使用料の金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも同様とする。

4 利用者は利用料金を前納しなければならない。ただし指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金の割引及び減免)

第10条 指定管理者は、次の各号に掲げる場合においては、利用料金を割引又は減免することができる。

- (1) 割引きし、又は減免することにより、結果として施設の効用を高めることが見込まれる場合

- (2) その他指定管理者が特に認めた場合

(利用料金の前納及び返還)

第11条 指定管理者は、宿泊料及び食事料等について利用者に予約金として利用料金の一部を前納

させることができる。

2 前項の規定による予約金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、指定管理者は、その一部又は全部を利用者に返還することができる。

(1) 利用者の責に帰すことのできない事由によって利用ができなくなったとき。

(2) 利用者から利用前に利用の取消し、又は変更の申し出があつて、指定管理者がこれについて相当の理由があると認めたとき。

(利用者の損害賠償)

第12条 利用者は、その利用により施設又は設備等を破損し、又は滅失したときは、町長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額又は免除することができる。

(指定の取消し等による損害賠償の免責)

第13条 法第244条の2第11項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて温泉施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより、当該指定管理者に損害が生じた場合であっても、町長は、その賠償の責めを負わない。

(報告、調査、指示)

第14条 町長は、公の施設の管理の適正化を図るため、指定管理者に対して法第244条の2第10項の規定により、当該管理に係る業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の日から、指定管理者が指定されるまでの間は、改正前の南幌温泉ハート&ハートの設置及び管理に関する条例を適用する。

別表

区分	利用料	備考
入館料	1人当たり 1,000円以内	
宿泊料	1人当たり 10,000円以内	宿泊料には食事料は含まれない

貸室料	1室当たり 10,000円以内	2時間を使用単位とし1時間増すごとに1,000円以内 加算する。 但しカラオケボックスは1時間を使用単位とする。
-----	-----------------	--